## 申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許 認	可等の内容	児童扶養手当の増額改定
	去令及び条項	
所 管	部 課 係 名	こども未来部こども支援課こども給付係
審	関係条項	
		児童扶養手当の支給を受けている者につき、新たに監護等児童があるに至った場合における手当の額の改定は、その者がその改定後の額につき認定の請求をした日の属する月の翌月から行う。
查		改定の審査基準については、「児童扶養手当の受給資格 認定」の基準に拠る。
	基準	
	(未設定の場	
	合はその理由)	
基		
	参考事項	
準	設定等年月日	平成27年4月1日設定(平成 年 月 日最終変更)
標準処理	標準処理期間 (未設定の場 合はその理由)	約 2 か月
期間	設定等年月日	平成27年4月1日設定(平成 年 月 日最終変更)